

大樹町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	5,943	6,430,105	266,086	1,076,287	16.7	18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	100	454,762	54,935	135,817	645,514	6,455	5,694

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

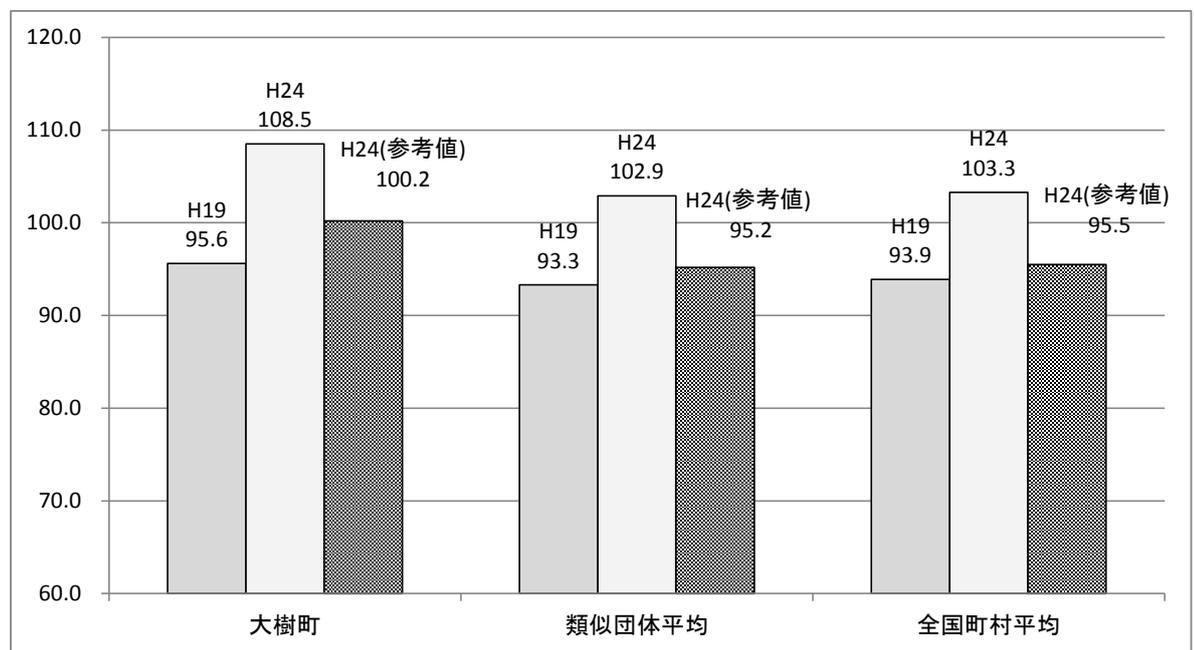
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である（定数外職員の一部を含まない）。

(3) 特記事項

大樹町の給与抑制措置(平成24年度)

削減項目	内容
給料	
期末・勤勉手当	
住居手当	持家に係る住居手当の支給月額を3,000円削減

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載しておりません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 ()	%	%	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	402,100	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大樹町	42.8 歳	332,565 円	386,288 円	374,285 円
北海道	45.4 歳	332,232 円	399,324 円	376,339 円
国	42.8 歳	304,944 円	-	372,906 円
類似団体	43.0 歳	317,283 円	358,424 円	347,483 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
大樹町	56.8 歳	4 人	399,868 円	457,025 円	428,490 円		-	-
うち自動車運転手							-	-
うち用務員	56.7 歳	2 人	398,183 円	459,029 円	428,175 円		-	-
うちその他	56.9 歳	2 人	401,553 円	455,021 円	428,804 円		-	-
北海道	49.4 歳	388 人	328,968 円	361,943 円	360,867 円			
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円	-	307,506 円			
類似団体	50.1 歳	5 人	300,814 円	323,402 円	316,295 円			

※民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (24年4月1日)

区分		大樹町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987 円
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	134,496 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	275,300 円	317,100 円	361,800 円
	高校卒	234,600 円	290,100 円	317,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

※一般行政職の大学卒の経験年数20年の欄は、該当者がいないため19年の職員を記載した。

※一般行政職の高校卒の経験年数10年の欄は、該当者がいないため11年の職員を記載した。

※一般行政職の高校卒の経験年数15年の欄は、該当者がいないため16年の職員を記載した。

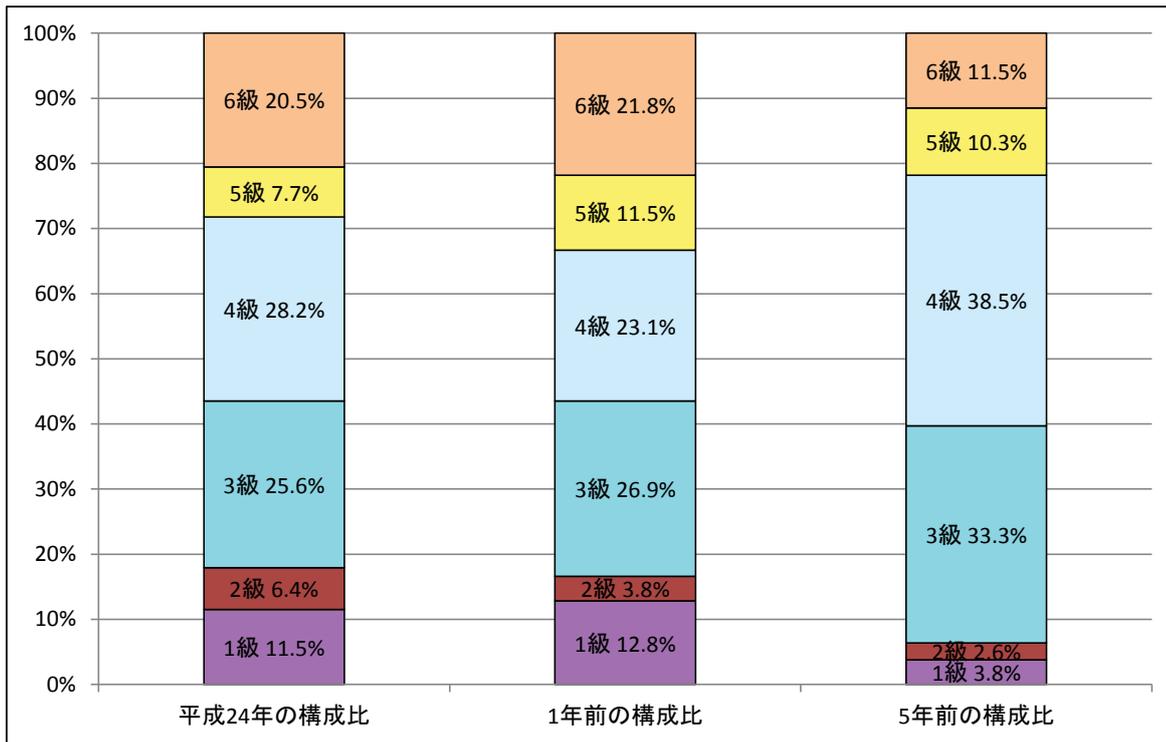
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (24年4月1日現在)

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
1級	1 定型的な業務を行う職員の職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	9人	11.5%
2級	主任及びこれに相当する職員の職務	5人	6.4%
3級	1 主査の職務 2 係長及び病院看護師長の職務	20人	25.6%
4級	1 高度の知識を必要とする業務を行う主査の職務 2 相当の経験を必要とする業務を行う係長及び病院看護師長の職務	22人	28.2%
5級	主幹の職務	6人	7.7%
6級	課長、特別養護老人ホーム所長、デイサービスセンター所長、牧場長、下水終末処理場長、病院看護総師長、病院薬局長、病院放射線技師長、病院臨床検査技師長、病院理学療法士長、病院事務長、議会事務局長、農業委員会事務局長、図書館長及び給食センター所長の職務	16人	20.5%

(注) 1 大樹町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級を統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施していない。

5 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大樹町	北海道	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,400千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,550千円	-
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 [1.45]月分 [0.65]月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 [1.45]月分 [0.65]月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 [1.45]月分 [0.65]月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) [] 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

大樹町(全職員)			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	#####	24,216千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (23年度)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (23年度)		%	
手当の種類 (手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績

職員 1 人当たり平均支給年額 (23年度決算)	181 千円
支給実績 (23年度決算)	18,111 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (22年度決算)	216 千円
支給実績 (22年度決算)	22,009 千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 ③15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人5,000円加算	同じ		11,099 千円	202 千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	異なる	国) ①借家等 27,000円を限度に支給 ②持家 支給対象外	11,417 千円	161 千円
通勤手当	・交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 以後5km刻みで6,500円、8,900円、 11,300円、13,700円、16,100円、18,500円、 20,900円、21,800円、22,700円、 23,600円、60km以上24,500円	異なる	国) 徒歩は対象外	828 千円	55 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 病院長15%、病院副院長・病院医長・病院 医員及び課長等12%、主幹10%	異なる	国) 調整基本額×調整率	13,384 千円	478 千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円	同じ		9,640千円	95千円
宿日直手当	勤務1回につき ① ②、③以外の職員4,200円 ② 医師30,000円 ③ 看護師6,300円	異なる	国) 勤務1回につき ① ②、③以外の職員4,200円 ② 医師20,000円 ③ 特殊業務を行う職員7,200円	882千円	441千円
特地勤務手当	交通その他生活に著しく不便な地に所在する事務所又は事業所等に在勤する職員に支給 光地園育成牧場に勤務する職員 給料及び扶養手当の合計(月額)×3%	異なる	国) 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の1/2に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の1/2に相当する額を合算した額に、級地区分毎の支給割合を乗じて得た額 (支給割合)1級地4%~6級地25% 準ずる手当 異動等の日に受けていた(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合 (支給割合)2%~6%	304千円	152千円

6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額	
給料	町 長	684,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 807,500 円 / 363,200 円
	副 町 長	577,000 円	670,100 円 / 365,000 円
報酬	議 長	270,000 円	364,000 円 / 220,000 円
	副 議 長	215,000 円	285,000 円 / 168,100 円
	議 員	175,000 円	263,000 円 / 135,800 円
期末手当	町 長	(23年度支給割合) 3.95 月分	
	副 町 長	(23年度支給割合) 3.95 月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額684,000円×20.504	(1期の手当額) 1,402 万円 (支給時期) 任期满后時(4年)
	副 町 長	給料月額577,000円×12.936	746 万円 任期满后時(4年)
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の〔 〕内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手の見込額である。

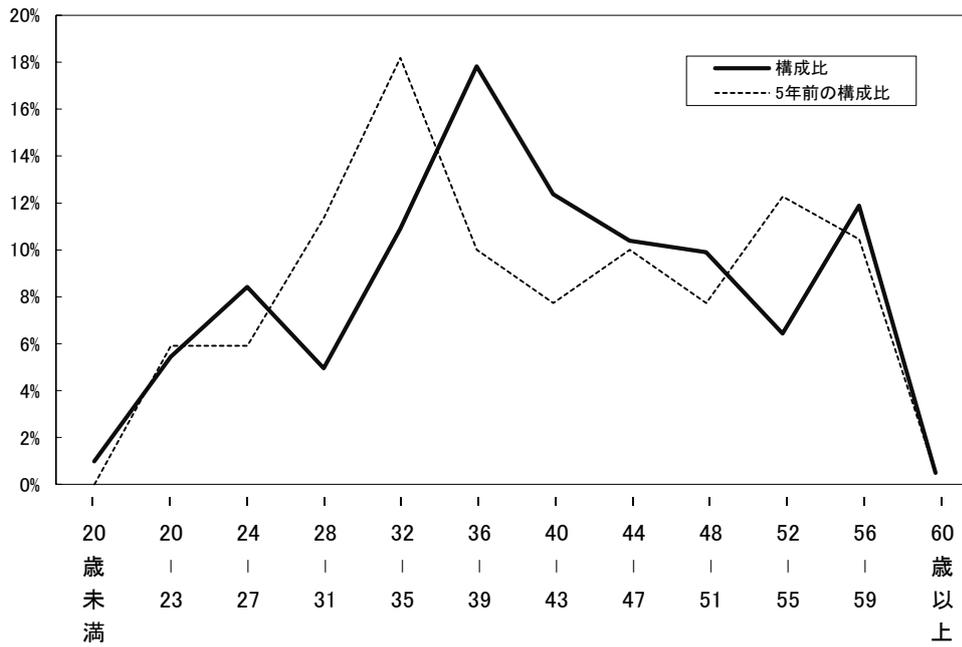
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
普通会計部門	議会	3	3		
	総務	23	23		
	税務	6	6		
	民生	20	20		
	衛生	9	10	1	介護サービス部門からの保健師移管(1)
	労働	1	1		
	農林水産	15	15		
	商工	3	3		
	土木	6	6		
	計	86	87	1	
	教育部門	15	15		
	消防部門	0	0		
	小計	101	102	1	
公営企業等	病院	55	56	1	介護職員退職不補充(▲1) 医師採用(1) 看護師採用(1)
	水道	4	4		
	下水道	2	2		
	その他	42	39	▲3	衛生部門へ保健師移管(▲1) 臨時職員採用による介護職員減(▲1) 訪問介護事業の廃止によるホームヘルパー減(▲1)
	小計	103	101	▲2	
合計	204 [202]	203 [202]	▲1		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 〔 〕内は、条例定数の合計である(病院職員を含まない)。
 3 ※23年の合計の人数のうち38人及び24年の合計の人数のうち37人は定数外職員である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	17人	10人	22人	36人	25人	21人	20人	13人	24人	1人	202人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
226 人	217 人	9 人	4 %

(参考) 第3次大樹町行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成21年4月1日	平成26年3月31日	13人の減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
全 部 門	職 員 数	226	228	221	216	212	205	-	
	増 減		2	▲7	▲5	▲4	▲7	▲21 (233.3%)	▲9

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員数増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7の2 職員の研修の状況

平成23年4月1日～平成24年3月31日

研 修 内 容	参加者数
北海道との派遣交流	1
十勝圏複合事務組合(十勝市町村税滞納整理機構)への派遣	1
北海道・市町村交流職員研修会	1
北海道市町村職員研修センター(管理能力、政策法務他)	16
中級職員研修(十勝管内合同)	1
初級職員研修(十勝管内合同)	3
新規採用基礎研修(十勝管内合同)	6
法制執務研修	
接遇研修(第一法規)	33
十勝広域連携職員研修	1

7の3 職員に対する福利厚生事業(23年度決算)

公費支出の対象	共同互助会のみ
共同互助会の名称	北海道市町村職員福祉協会
公費補助等総額(率)	641千円(50%)
一人あたり公費負担額	2,616円

※北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める職員 給与費比率 B/A %	(参考) 22年度の総費用 に占める職員給与費比率 %
23年度	436,534	-52,735	21,336	4.9	4.8

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)市町村水道事業 平均一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
23年度	3	13,508	1,462	4,900	19,870	6,623	6,350

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

大樹町の給与抑制措置(平成24年度)

削減項目	内容
給料	
期末・勤勉手当	
住居手当	持家に係る住居手当の支給月額を3,000円削減

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大樹町	46.7 歳	375,222 円	551,944 円
市町村平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町		大樹町（全職員）	
1人当たり平均支給額（23年度） 1,633 千円		1人当たり平均支給額（23年度） 1,400 千円	
（平成23年度支給割合）		（平成23年度支給割合）	
期末手当 2.60 月分 〔1.45〕 月分	勤勉手当 1.35 月分 〔0.65〕 月分	期末手当 2.60 月分 〔1.45〕 月分	勤勉手当 1.35 月分 〔0.65〕 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

（注）〔 〕内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

大樹町			大樹町（全職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	1,319千円	24,216千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
※該当なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当

支給実績（23年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度）		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(平成20年度廃止)			

オ 時間外勤務手当

支給実績

職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	128千円
支給実績（23年度決算）	256千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	99千円
支給実績（22年度決算）	197千円

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 ③15歳に達する日以後の最初の4月1日 から満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 1人5,000円加算	同じ		432千円	432千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	異なる	国) ①借家等 27,000円を限度に支給 ②持家 支給対象外	288千円	144千円
通勤手当	・交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 以後5km刻みで6,500円、8,900円、 11,300円、13,700円、16,100円、 18,500円、20,900円、21,800円、 22,700円、23,600円、60km以上24,500 円	異なる	国) 徒歩は対象外	24千円	24千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長：12%	異なる	国) 調整基本額×調整率	10,101千円	1,122千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
寒冷地手当	毎年11月～翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円 11月～翌年3月までの5ヶ月	同じ		278千円	93千円

④定員管理の数値目標及び進捗状況 ※普通会計で全職員を記載

平成17年4月1日～平成22年4月1日

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める職員 給与費比率 B/A %	(参考) 22年度の総費用 に占める職員給与費比率 %
23年度	893,671	△20,677	568,483	63.6	67.6

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 病院事業平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
23年度	42	201,880	48,725	68,099	318,704	7,588	6,747

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

大樹町の給与抑制措置(平成24年度)

削減項目	内容
給料	
期末・勤勉手当	
住居手当	持家に係る住居手当の支給月額を3,000円削減

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（24年4月1日現在）

区分		平均年齢		基本給	平均月収額
大樹町	全体	42.4	歳	413,689円	653,082円
	うち医師	51.3	歳	1,364,698円	2,487,744円
	うち看護師	40.4	歳	315,602円	467,735円
	うち事務職員	44.7	歳	356,417円	536,361円
市町村平均	全体	40.2	歳	326,212円	562,284円
	うち医師	44.1	歳	566,896円	1,374,783円
	うち看護師	38.2	歳	286,872円	451,054円
	うち事務職員	43.7	歳	336,355円	508,794円

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町		大樹町（全職員）	
1人当たり平均支給額（23年度）		1人当たり平均支給額（23年度）	
1,621千円		1,400千円	
（平成23年度支給割合）		（平成23年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
[1.45]月分	[0.65]月分	[1.45]月分	[0.65]月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

（注）〔 〕内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

大樹町			大樹町（全職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	1,319千円	24,216千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
※該当なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度）		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(平成20年度廃止)			

オ 時間外勤務手当

支給実績

職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	77千円
支給実績（23年度決算）	3,218千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	83千円
支給実績（22年度決算）	2,818千円

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 ③15歳に達する日以後の最初の4月1日 から満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 1人5,000円加算	同じ		3,963千円	189千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	異なる	国) ①借家等 27,000円を限度に支給 ②持家 支給対象外	3,557千円	187千円
通勤手当	・交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 以後5km刻みで6,500円、8,900円、 11,300円、13,700円、16,100円、 18,500円、20,900円、21,800円、 22,700円、23,600円、60km以上24,500 円	異なる	国) 徒歩は対象外	1,064千円	76千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 病院長15%、病院副院長・病院医長・病 院医員及び課長等12%、主幹10%	異なる	国) 調整基本額×調整率	10,101千円	1,122千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円	同じ		3,877千円	90千円
宿日直手当	勤務1回につき ① ②、③以外の職員4,200円 ②医師30,000円 ③看護師6,300円	異なる	国)勤務1回につき ① ②、③以外の職員4,200円 ②医師20,000円 ③特殊業務を行う職員7,200円	11,857千円	516千円

④定員管理の数値目標及び進捗状況 ※普通会計で全職員を記載

平成17年4月1日～平成22年4月1日

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%